

千葉県告示第63号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年1月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年1月27日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
小倉町7号線	若葉区小倉町1801番25から 若葉区小倉町1737番72まで	令和2年1月27日